

令和 7 年度山陰海岸国立公園竹野集団施設地区防災点検業務 請負条件

(1) 業務請負条件

予定管理技術者について、次の 1) に示す条件を満たす者であり、2) の実績等を有する者であることとする。

1) 次のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（建設部門：道路、または土質及び基礎、森林部門：森林土木、応用理学部門：地質）

2. RCCM（道路部門、森林土木部門、地質部門、土質及び基礎部門）

3. 土木学会認定土木技術者（資格分野：地盤・基礎）（特別上級、上級、1 級）

2) 平成 27 年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、次の同種業務の実績を 1 件以上有する者。ただし、実績として挙げた個々の業務評定点が 65 点以上であること。

・ 近畿地方の国又は府県の発注による道路防災点検業務

(2) 提出書類（別添様式）

1) 配置予定管理技術者が保有する資格が確認できる書類の写し。

2) 同種業務に係る契約書、特記仕様書及び業務成績の確認できる資料の写し。ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「TECRIS」という。）に登録されている場合には、TECRIS 業務カルテの写し及び業務成績の確認できる資料の写しを提出する。

(3) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書 7. (1) のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書 4. (1) に同じ

③ 提出部数

2 部

④ 提出方法

入札説明書 7. (2) (3) のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 7 年度山陰海岸国立公園竹野集団施設地区防災点検業務に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消

しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり